

# 虐待防止のための指針

事業所名	訪問看護ステーション桐の芽
電話番号	0277-44-7171
所在地	群馬県桐生市織姫町6番3号

## I 虐待防止のための指針

### 1、訪問看護ステーションにおける虐待防止に関する基本的な考え方

当ステーションでは、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防および虐待の早期発見・早期対応に努める。また、当ステーションにおける高齢者虐待を防止するために職員への研修を実施する。

### 2、虐待の定義

身体的虐待	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。  例：殴る、蹴る、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、部屋に閉じ込める、紐で縛るなど
性的虐待	利用者においせつな行為をすること又は利用者においせつな行為をさせること  例：性的行為の強要、性的暴力、裸の写真や映像を撮るなど。
心理的虐待	利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  例：言葉による脅迫、成人の利用者を子供扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視するなど
放棄・放置	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。  例：失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置する、病気の看護を怠るなど
経済的虐待	利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。  例：利用者の同意を得ずに年金等を流用するなど

### 3、虐待防止委員会に関する事項

当ステーションは、虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。本委員会の虐待防止責任者は、訪問看護ステーション桐の芽の管理者が務める。委員会の委員は、虐待防止責任者が事業所内より2名程度選出する。委員会は、年1回以上、虐待防止責任者が必要と判断したときに開催する。

委員会では以下の事を協議する。

- (1) 虐待の防止のための指針・マニュアルの整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合、行政機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 4、虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止のための職員研修を原則年1回実施する。
- (2) 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的な内容とし、適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止の徹底を図ることにつながるものとする。
- (3) 研修の実施内容については、委員会の委員が研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

### 5、虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告する。
- (2) 虐待防止責任者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求める。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、桐生厚生総合病院虐待等対策委員会及び行政機関の担当窓口へ報告する。

## 【役場】

桐生市役所 電話番号 0277-46-1111  
みどり市役所 電話番号 0277-76-2111

## 【地域包括支援センター】

桐生市地域包括支援センター 山育会 電話番号 0277-46-6006  
桐生市地域包括支援センター 社協 電話番号 0277-46-4166  
桐生市地域包括支援センター 菱風園 電話番号 0277-32-3321  
桐生市地域包括支援センター ユートピア広沢 電話番号 0277-46-4166  
桐生市地域包括支援センター 思いやり 電話番号 0277-32-5889 46-8847  
桐生市地域包括支援センター にいさと 電話番号 0277-74-3032  
桐生市地域包括支援センター のぞみの苑 電話番号 0277-54-9531  
みどり市包括支援センター 笠懸 電話番号 0277-47-7551  
みどり市包括支援センター 大間々 電話番号 0277-47-7552  
みどり市包括支援センター 東 電話番号 0277-47-7553

- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を行政機関に報告する。

## 6、虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに行政機関に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

## 7、虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。  
対応の結果は相談者に報告する。

## 8、成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行う。

## 9、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、また、ホームページに公表する。

## 10、その他虐待防止の推進のために必要な事項

「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

## 附則

本指針は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する